

銀改

情報(第 100 号)



令和 2 年 9 月 18 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:https://ginza-syaroushi.com/

周南市昭和通「軀の浦」様：美しい、美味しい 2,000 円。応援ください。

昔ながらの上司と悪しき社風



銀改

1 過重労働の時代

当職は、昭和 51 年 4 月に社会保険庁へ採用されました。新人なのに途中から 2,800 万円の予算がある仕事をほぼ一人で任され、それがけっこう面白く、滅茶苦茶頑張りました。夜遅くまで残業して、タクシーもない、外は土砂降り、革靴は 1 足しかなかったのも、ナイロン袋に入れて裸足で 30 分ほど歩いて帰りました。残業していても誰も止めないというか、異常に思わない。1 年経って、直属の上司が「吉国君は 1 日も年休を取っていない」とおおいに褒められたもので、休まないことが美德でした。辛いと思ったことはまったくありません。

余暇なんか考えないで、まずは働けよ、という時代でした。平成 2 年頃から風向きが変わって休暇も取得しようとの声掛けがされるようになり、段々と意識が変わってきました。

2 自発的過重労働と受動的過重労働

前項のとおり、当職の場合、仕事自体が楽しく能動的に過重労働していたといえます。一方で、ノルマを課して、受動的に過重労働となっている場合もあります。

前者では、好きでやっているため、当該従業員に指導してもなかなか是正できず、後者では、上司が強く過重労働を求め、当該上司が企業内で一目置かれていて、誰も口出しすることができないことになりがちです。

どちらも危険で、個人面談で指導する、文書で指導する、人事異動、仕事の配分変更などの対策を講じるべきです。直ちに結果が出なくとも、そういう問題意識を有することが重要です。

3 自分が基準

「1 日も年休を取っていない」は、叱られる時代です。ところが、いつも深夜まで残業が当たり前、残業することのみを評価する、妻の出産では、顧客と子どもとどちらが大事なんだ、はては、休日にまでメールや電話をしてきて説教するといった上司がいます。

時代は変わっても上司が昔ながらの意識でいることはよくみられ、ハラスメント防止教育も受けていないと思われます。すると、パワハラ一直線を歩むことが必至です。

企業内で目立った成果を上げて出世していると、自分の態度、生き様が基準となりがちです。自ら振り返るといふ、謙虚な気持ちでありたいものです。

4 ノルマ達成

民間・公共企業体とも、事業推進は必定のことで、目標やノルマを追求すること自体は違法ではありません。

しかし、間違えるとかんぼ生命のような危うい途をたどることになります。次の

事件は、農業協同組合の共済契約達成が問題となっており、どうしたらノルマを達成できるのかという観点を逸脱して、従業員の個人攻撃に至っています。

5 ノルマ未達成と暴行(甲府地判平 27.1.13 労働判例 1129-67)

農業協同組合の従業員である T は、組合員に対する米の販売、各種共済契約、貯金の獲得、掛金、積立金の集金などを行っていました。平成 21 年度の長期共済契約獲得のノルマ達成率は、97%であったところ、平成 22 年度の当初 2 か月間は 4%に過ぎませんでした。

ノルマを達成できなかった従業員は、自ら共済契約に加入することが多く、T は、死亡前 1 か月当たり 5 万円を超える共済掛金を支払っていました。構図は、かんぼ生命と似ているようです。その後、支店長(上司)が概要、次の行為をするに及びます。

ついに、自動車で金沢、京都、下関を経て宮崎県の山中で自殺しており、なんとも気の毒です。

- (1) 平成 22 年 2 月、自動車で迎えに来るのが遅れたとして、顔を 3 回殴り、腹を 10 回蹴る。
- (2) 同年 3 月、仕事の優先順位が違うとクリアファイルで叩き、「自殺するなよ」などと発言。
- (3) (時期は不明) 上記以外に暴行しており、羽交い締めにされてようやくやめている。
- (4) 売掛金や共済金の回収作業を怠ったことが多く、「給料を返してもらわなければならない」と発言する。

6 判決

こうなると、遺族側に謝罪したとしても納得せず、裁判で真相を明らかにするという感情になります。

一定のノルマを課すことやノルマの不達成を叱責すること自体は一定の範囲内で許されるが、前項のような行為は業務上の範囲を逸脱して違法としています。

7 あるべき態度

(2)及び(4)が数回あった程度ならば、悪しき指導といえてもパワハラとまでいえないでしょう。この支店長は、昔ながらの考えで、かつ、人を見下しているような性格だったように思われます。問題なのは、企業が何ら対策を講じていなかったことです。一度だけではなく、密室の行為でもないようですから、経営者が支店長の行為を知らなかったとすれば風通しの悪い職場です。その社風にあきらめ感が漂っていた職場でもあるのでしょう。

当法人ではハラスメント研修・相談窓口の受託を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>